

第 1 回特別職給料等審議会での意見まとめ

1. 給料等の考え方について**(1) 委員のご意見**

- ①財政が悪いから下げるのではなく、類似団体と比較して判断すべき。
- ②審議会では減額措置前の金額で判定し、減額措置については判断しない。
- ③議会からの要望では報酬の水準について額の提示はないため、現状の条例本則に規定されている額を基準に検討する。
- ④特別職の給料カットは、市長提案により条例を根拠に行っていることを確認。

(2) まとめ

- ①阪南市の財政状況がよくないことは理解するが、すぐに引き下げるのではなく府内類似団体の状況などを参考に審議する。
- ②減額措置が行われる前の金額、条例本則での金額を基準として審議する。
- ③審議では、引上げ、引下げ又は据え置きかを決める必要がある。

2. 給料等の額についての**(1) 委員のご意見**

- ①財政がひっ迫しているから下げるという議論はおかしい。
- ②特別職の給料等の算出根拠を類似団体等との比較以外に求めるのは難しい。
- ③議員や市長のなり手を作ると考えれば報酬や給料の引上げの検討も可能だが、現状を考慮すると引上げはできない。
- ④市民負担を考慮すると、特別職の給料等を引上げるのは難しい。
- ⑤財政の状況と特別職の給料等を連動させる必要はないが、引上げの際は財政の状況を考慮して判断すべき。
- ⑥類似団体の状況と比較すると、阪南市の条例本則の金額は、人口に見合った形で低い状況で、さらなる引下げは難しい。
- ⑦現状で適正である。
- ⑧給料に見合うだけの成果を挙げ、活動をしているかどうかで判断する。
- ⑨行財政構造改革プランの取組を実行し、その成果を見て判断する。

(2) まとめ

- ①引上げについては、現状では難しいとの意見が多数
- ②引下げについては、類似団体の状況などからさらなる引下げは困難
- ③据え置きについては、妥当という意見が多数
- ④役割への期待、成果や具体的な活動を伝えてほしいとの意見